

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月28日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社ダイセキ

【届出者の住所又は所在地】 名古屋市港区船見町1番地86
(上記は登記上の本店所在地であり、本社ビルの増築工事を行うため
下記「最寄りの連絡場所」に一時移転し、本社業務を行っておりま
す。)

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄一丁目23番10号名古屋伏見アイマークビル8階

【電話番号】 052(728)1155

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイセキ
(名古屋市中区栄一丁目23番10号名古屋伏見アイマークビル8階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ダイセキをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、大阪油化工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が、2025年1月24日付で企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を提出したことにより、公開買付者において公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたことを踏まえ、公開買付者が、同年1月28日付で公開買付期間を同年2月12日まで延長し、延長後の公開買付期間を36営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を行うこととしたことに伴い、公開買付者が2024年12月16日付で提出した公開買付届出書(2024年12月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、関連する事項を訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

・公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

6 その他

・公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

その後、対象者が企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、2025年1月24日付で臨時報告書を提出したことを確認したため、公開買付者は同年1月28日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することといたしました。また、公開買付者は、当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である同年2月3日から、当該訂正届出書を提出する日である同年1月28日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年2月12日まで延長する必要があるところ、公開買付期間を同年2月12日まで延長し、延長後の公開買付期間を36営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を行うことといたしました。

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しておりました。その後、対象者が、2025年1月24日付で臨時報告書を提出し、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、公開買付者は、同年1月28日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い公開買付期間を同年2月12日まで延長したため、公開買付期間は36営業日となりました。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

(訂正前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権数が対象者の総株主の議決権数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、()会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、2025年4月を目途に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権数が対象者の総株主の議決権数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、()会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、2025年5月を目途に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年12月16日(月曜日)から2025年2月3日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年12月16日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年12月16日(月曜日)から2025年2月12日(水曜日)まで(36営業日)
公告日	2024年12月16日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	3,342,144,894
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	60,000,000
その他(円)(c)	7,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	3,409,144,894

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	3,342,144,894
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	60,000,000
その他(円)(c)	9,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	3,411,144,894

< 後略 >

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年2月7日(金曜日)

(訂正後)

2025年2月18日(火曜日)

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年1月24日に近畿財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

- (1) 「特別損失の計上に伴う2025年9月期通期業績予想及び配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表
< 後略 >

(訂正後)

- (1) 「特別損失の計上に伴う2025年9月期通期業績予想及び配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表
< 中略 >

(2) 臨時報告書の提出

対象者は、2025年1月24日付で臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの エルアール株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主の議決権に対する割合
異動前 (2025年1月14日現在)	866個	8.30%
異動後 (2025年1月16日現在)	1,126個	10.79%

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 2024年9月30日現在の発行済株式総数から同日現在の議決権を有しない株式数を控除した総株主の議決権の数(10,440個)に対する割合を算出しております。

2024年9月30日現在の発行済株式総数 : 1,073,500株

2024年9月30日現在の議決権を有しない株式数 : 29,406株

3. 上記については、当該株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該法人名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

2025年1月16日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 : 346,497,050円

発行済株式総数 : 普通株式 1,073,500株

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年1月28日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年12月16日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。